

香川県警察における地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令

平成 12 年 11 月 8 日

警察本部訓令第 34 号

改正 平成 18 年 6 月 30 日本部訓令第 26 号、平成 21 年 3 月 25 日本部訓令第 11 号、平成 29 年 1 月 19 日本部訓令第 1 号、平成 30 年 12 月 21 日本部訓令第 19 号

香川県警察における地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令を次のとおり定める。

香川県警察における地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成 6 年法律第 33 号。以下「法」という。) 人事院規則 15 - 14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)その他の法令に定めるもののほか、地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令(平成 6 年警察庁訓令第 14 号)に基づき、香川県警察職員のうち警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警務官」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間等の割振り)

第 2 条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

2 勤務時間及び休憩時間の割振りは、次の表のとおりとする。

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前 8 時 30 分から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで

(週休日の振替等)

第 3 条 第 3 条 次に掲げる週休日の振替等その他の措置(以下単に「措置」という。)は、香川県警察本部長が行う。ただし、高松北警察署長の措置にあっては、当該高松北警察署長が行うものとする。

- (1) 法第 8 条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
- (2) 法第 13 条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令
- (3) 法第 15 条の規定による休日の代休日の指定
- (4) 法第 17 条第 3 項の規定による年次休暇の承認

(5) 法第21条の規定による病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認
(手続等)

第4条 この訓令に定めるもののほか、地方警務官の勤務時間、休暇等に関し必要な事項及び手続については、警察庁職員の服務に関する訓令(昭和34年警察庁訓令第4号)の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

この訓令は、平成12年11月9日から施行する。

附 則(平成18年6月30日本部訓令第26号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日本部訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月19日本部訓令第1号)

1 この訓令は、平成29年1月19日から施行する。

2 略

附 則(平成30年12月21日本部訓令第19号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。